

税金

固定資産税の減免

一定の要件を満たす人は、申請により固定資産税が減免される場合があります。

対象 29年1月1日現在で65歳以上、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかで、次のすべてを満たす人

○所有者および所有者と生計を一にする人の所得が、市民税均等割非課税限度額以下

○自らの居住用以外の土地や家屋を持っていない

○家屋の課税延床面積が70㎡以下

○固定資産税(都市計画税を含む)の年税額が土地と家屋を合わせて5万円以下
減免額 29年度固定資産税(都市計画税を含む)の2分の1
申請に必要な物 29年度固定資産税納税通知書、運転免許証などの身元確認書類、個人番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)、印鑑

認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。
道路形態で通行に何らかの制限を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路
※専用道路 通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢、自転車などを日常的に置いてある場合などを除く
申告に必要な書類
印鑑、運転免許証など本人確認ができる物
※代理人が申告する場合は委任状が必要
申告・問合先 市民課
課税課
06(6902)5918

道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、

課税課
06(6902)5918

年金

29年度国民年金保険料の免除申請

7月から29年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。保険料の納付が困難な人は、全

額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予を申請できます。また、離職した人には特例による免除制度もあります。

免除の結果は、前年度の所得などで審査し決定します。
※納付猶予制度は28年7月から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大
申請方法
年金手帳、印鑑を持って直接納付猶予を申請できます。また、離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など(すべてコピー可)※同世帯の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書
申請・問合先 市民課
06(6902)6005

7月は現況届の提出月



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。犯罪や非行の防止と、罪を償った人たちの更生への理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で67回目を迎えます。市でも次の日程で街頭キャンペーンを行います。

とき・ところ
○7月3日(月)・・・京阪門真市駅前
○7月4日(火)・・・京阪大和田駅前
○7月5日(水)・・・京阪古川橋駅前
※時間は午前10時～11時
問合先 人権女性政策課 06(6902)6079

固定資産税第2期分の納付期限は7月31日(月)

期限内に最寄りの取扱金融機関、コンビニなどで納めてください。また、市税の納付には、便利で安心・安全な口座振替をご利用ください。
※納付期限を過ぎると、延滞金などが加算される場合があります。
◆日曜納付相談
平日に相談できない人はご利用ください。
とき 7月30日
午前10時～午後3時

納税課(市役所別館2階)
※証明書の発行などは不可
問合先 納税課
06(6902)5936

保険

29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付

通知書を7月中旬に送付しますのでご確認ください。
◆29年度後期高齢者医療保険料の計算方法
29年度保険料の計算方法は次のとおりです。所得が低い世帯の保険料は軽減後の額になります。

※所得未申告の人は申告が必要
○年間保険料：均等割額(5万1649円)＋所得割額(賦課のもととなる所得金額×10・41%)
◆保険料の納付方法は特別徴収または普通徴収
○特別徴収：年金から保険料を天引き
○普通徴収：納付書または口座振替で保険料を納付
◆普通徴収の人でも、年度途中に特別徴収に切り替わる場合があります
※口座振替を希望する人は、被保険者証、通帳、通帳印を持
◆詳しくは問い合わせ
問合先 保険収納課
06(6902)5994

国民健康保険における70歳以上の人の高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、医療機関で自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分を事後的に保険者から払い戻す制度です。
8月から、制度の持続可能性を高め、世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が左表のとおり見直されます。
問合先 健康保険課
06(6902)5997

8月からの自己負担限度額と判定基準

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 145万円以上	5万7600円 (7月までは4万4400円)	8万100円+1% (注1) (4万4400円) (注2)
一般	1万4000円 (年間上限14万4000円) (7月までは1万2000円)	5万7600円 (4万4400円) (注2) (7月までは4万4400円)
低所得Ⅱ(注3)		2万4600円
低所得Ⅰ(注4)	8000円	1万5000円

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用を除く
(注1) 医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
(注2) ()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額
(注3) 低所得Ⅱとは、同一世帯員全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者
(注4) 低所得Ⅰとは、同一世帯員全員が住民税非課税で、世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者

国民健康保険短期被保険者証を更新

8月1日(火)から有効の国民健康保険短期被保険者証を、7月19日(水)から保険収納窓口で交付します。
仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

◆夜間交付窓口
とき
7月26日(水)～28日(金)・31日(月)
午後5時30分～7時30分
持ち物 印鑑、来庁者の本人確認ができる物(運転免許証など)、短期被保険者証
問合先 保険収納課
06(6902)5936

◆後期高齢者医療被保険者証が8月から桃色になります
新しい被保険者証を7月初旬に簡易書留で送付します。有効期間は、8月1日(火)～30年7月31日(火)です。有効期限の過ぎた被保険者証は、健康保険課まで返却または破棄してください。
問合先 健康保険課
06(6902)5997

費用 1000円
持ち物 送り先がわかる物
申込方法 7月1日(出)から電話または当日会場へ直接
◆家庭用の廃食用油を回収
リサイクルのため回収します。
※ラード、ごま油は対象外
とき 7月18日(火)
午後2時～3時
※当日会場へ直接
◆消費生活センター横駐車場
※悪天候の場合は中止
申込・問合先
門真市消費生活研究会・葭田
090(2101)5944

消費生活

還付金詐欺などを防ぐ親子紙すき教室

還付金詐欺などに注意してもらうため、牛乳パックを利用してハガキを作り、おじいさんやおばあさんなどに送ります。親子紙すき教室を開催します。
とき
7月25日(火)
午前10時～午後3時
ところ
リサイクルプラザ

消費生活センター横駐車場
申込・問合先
門真市消費生活研究会・葭田
090(2101)5944

明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集

～ポスターで明るい選挙を呼びかけませんか～
対象 小・中学生、高校生、特別支援学校の児童・生徒
画材・サイズ 描画材料は自由。サイズは画用紙の四ツ切、ハツ切もしくはそれに準ずるもの
応募方法 9月8日(金)までに市選挙管理委員会へ持参
※市立小・中学校の児童・生徒は学校を通じて提出
審査 審査は第3次審査まで。第1次審査の結果は広報かどま11月号で発表予定
※第1次審査の入選作品は30年1月頃に北河内府民センターに展示予定
※詳しくは市ホームページ参照
応募・問合先 市選挙管理委員会事務局
06(6902)6990